

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

神河町長 様

自治会名

代表者名 印

法定外公共物整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により請求します。

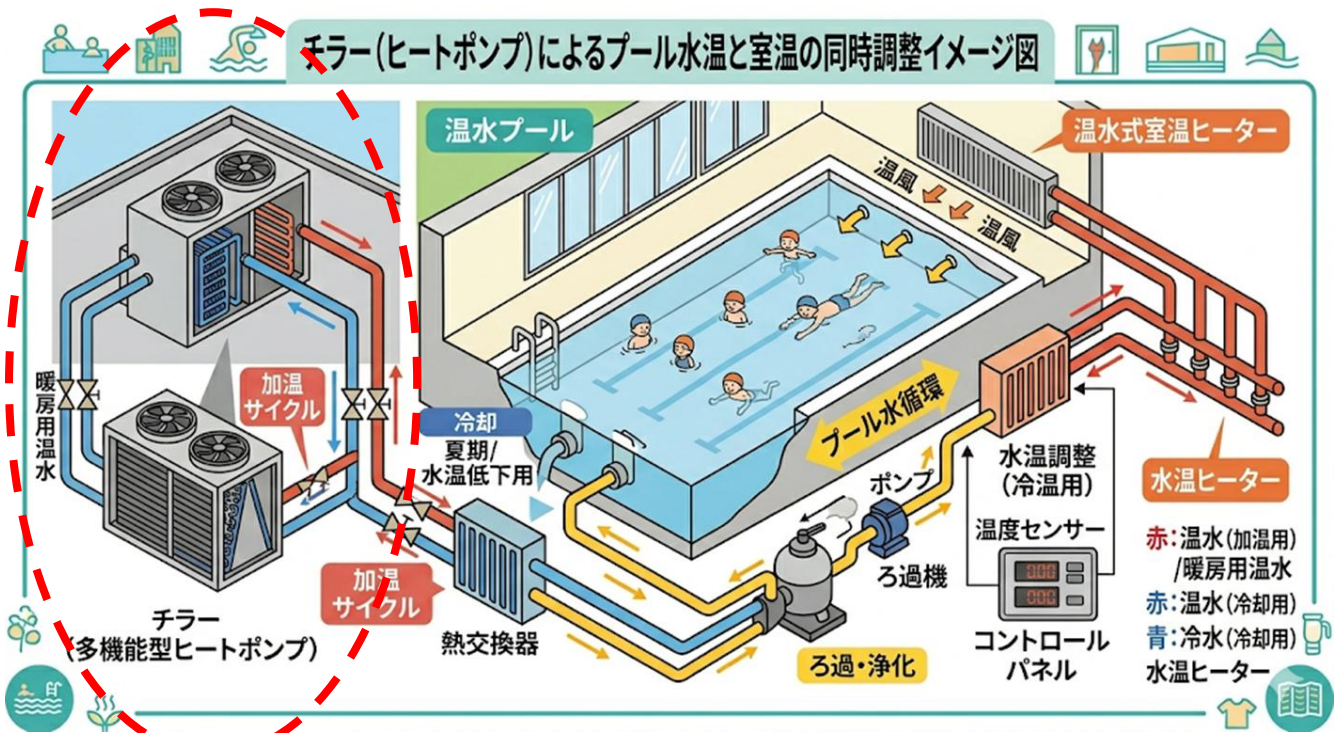
- 1 事業名
- 2 請求額
- 3 振込先

円

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	( )

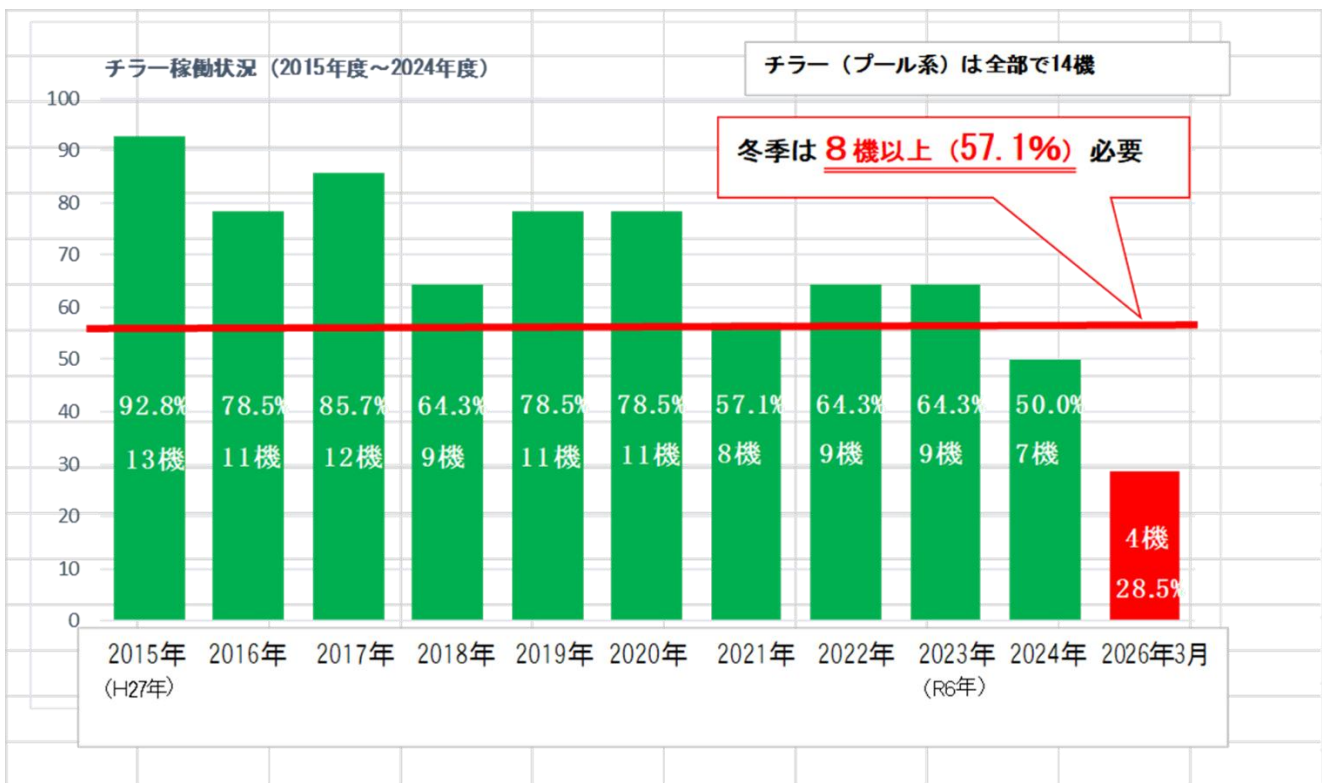
# 神河町 町民温水プールについて

①



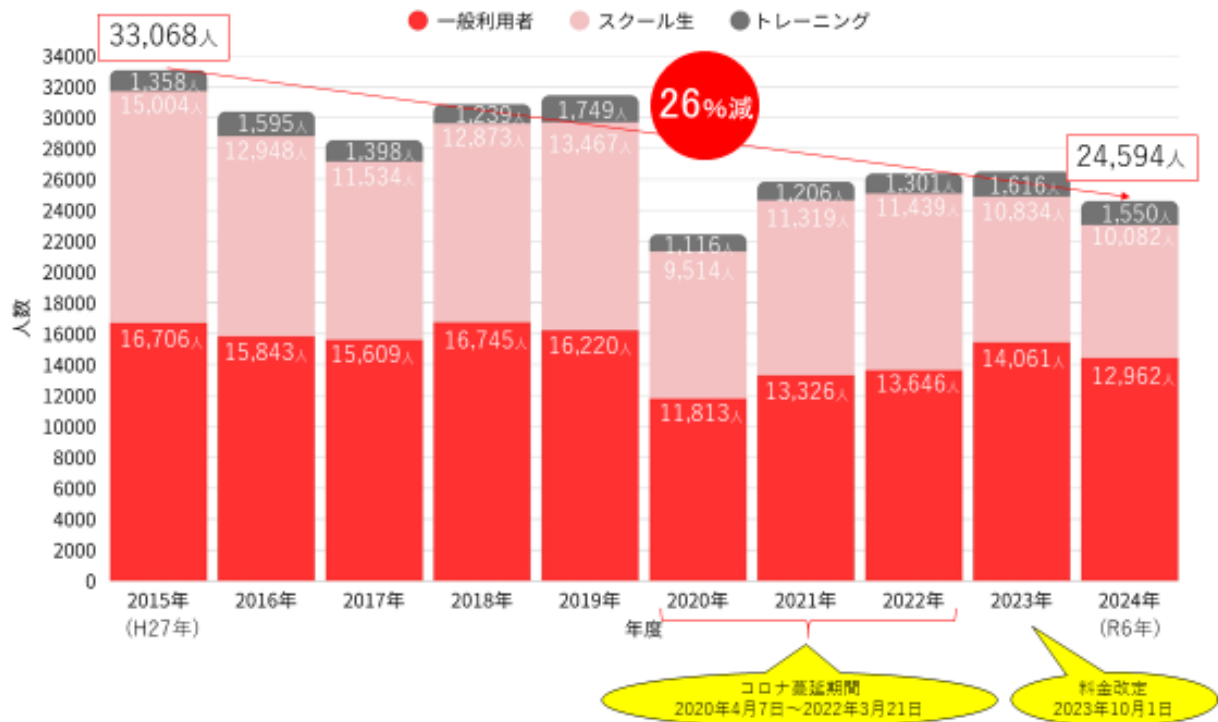
チラー（不具合箇所）

②



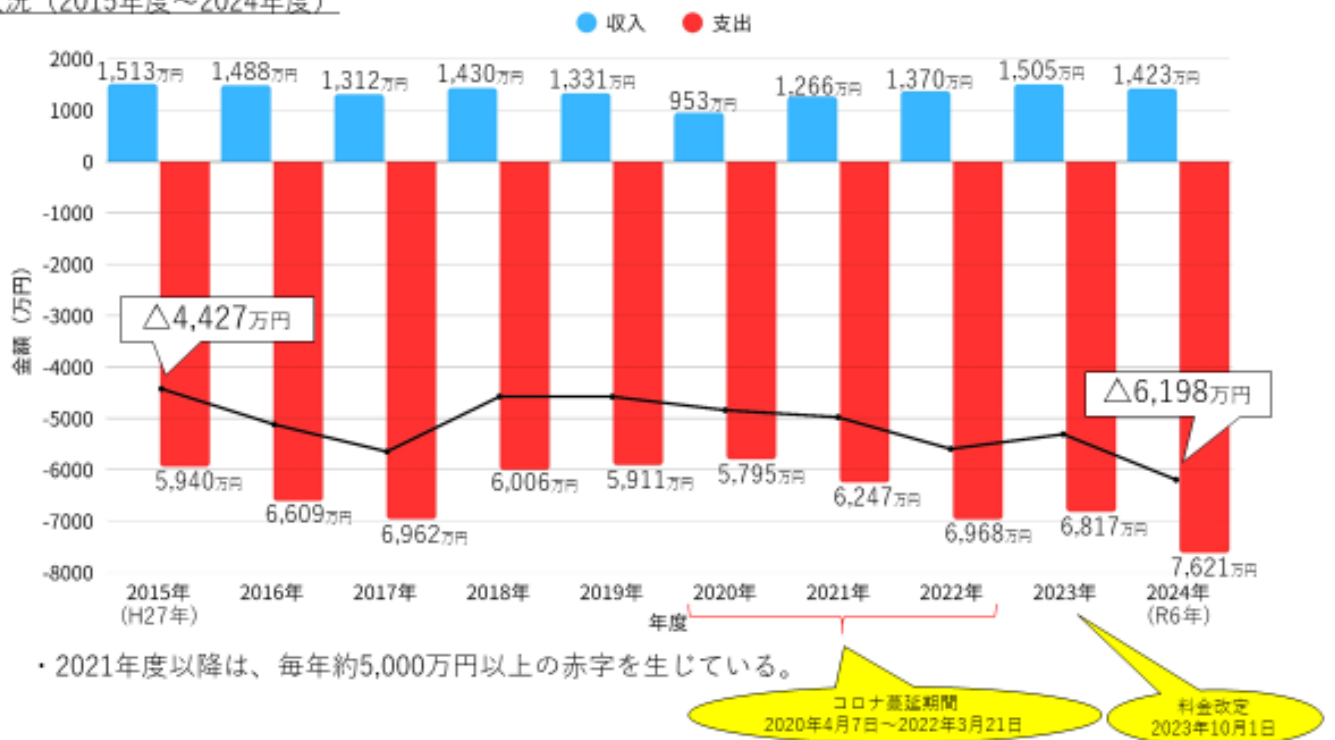
③

町民温水プール利用者数（2015年度～2024年度）



④

収支状況（2015年度～2024年度）



## 神河町立小学校及び中学校の今後の在り方について（答申） 抜 粹

神河町学校教育審議会（令和8年3月）

答申における提言の期間

今後、神河町における状況の変化だけでなく、国・県の学級編制基準や教育制度の変革、社会情勢の変化によって学校教育を取り巻く環境が今後大きく変化することも考えられます。

また、第4期「かみかわ教育創造プラン」が令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画となっています。

これらのことを考慮すると、この答申における提言期間については概ね5年間とすることが望ましいと考えます。

**諮問 1**神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数**提言内容**

- ① 小学校、中学校ともクラス替えができる1学年2学級以上が望ましい。
- ② しかしながら、現段階の神河町の出生者数等を考慮すると、小学校は1学年1学級以上が維持できる規模が望ましい。
- ③ ただし、長谷小学校については、神河町の状況を考慮すると複式学級を直ちに解消することは困難であるため、他の市町で取り入れられている制度（例えば小規模特認校制度など）を研究・検討することが望ましい。

**諮問 2**神河町立小学校の校区の考え方**提言内容**

- ① 神河町においては、小学校については旧町域に少なくとも1校は配置されていることが望ましい。
- ② 小学校の校区は現在の校区を基本に考えることが望ましい。

ただし、長谷小学校の校区に関しては、現在の校区を基本にしながら、他の市町で実施されている小規模特認校制度や特定地域選択制の導入も視野に入れて検討されることが望ましい。

- ③ 小規模特認校制度を導入する場合は、特認校としての特色づくりを進め、複式学級の解消を目指すことが望ましい。
- ④ なお、小学校区に関する見直しを行う場合は、他市町における通学に係る制度・方法等についても十分に研究し検討することが望ましい。

### 諮問 3

#### 神河町立小学校及び中学校における小中連携・接続の考え方

#### 提言内容

- ① 現段階では、「小学校は旧町域に少なくとも1校」を踏まえた小学校と中学校の連携・接続が望ましい。
- ② 小学校と中学校の連携・接続の前提として、幼稚園間の連携・交流、幼稚園と小学校の連携・接続、小学校間での連携・交流の各取組みを工夫し、計画的・継続的に実施することが望ましい。
- ③ 小中連携・接続を進める上では、小中の教員間の意見交換を通じて学力観、授業観を一貫したものとする合同研修会などの機会を設けることが望ましい。
- ④ 神河町においても少子化は一層進むと予測されていることから、他市町における義務教育学校などの小中一貫校の成果と課題について研究し、今後の小中連携・接続の参考にすることが望ましい。
- ⑤ 今後は、地域等の協力も得ながら、小学校と中学校が連携して子どもたちの人間関係力を育成するとともに「探究活動」を中核とした授業改善に取り組むことが望ましい。
- ⑥ また、ふるさと学習や環境学習、防災教育、キャリア教育、道徳教育などにおいて、可能なところから小学校と中学校の教育課程の連携・接続を研究することが望ましい。

# 神河町史

## 第五卷 史料編 I

考古・古代・中世・近世

付録(別編) CD

神河町に関する考古・古代・中世・近世の史料を掲載した史料集です。

◆考古では、福本遺跡を初めに神河町内に所在する遺跡を掲載しています。

◆古代では、『播磨国風土記』をはじめ古代の史料を掲載しています。

◆中世では、町内に所在した荘園公領などに関する史料を掲載しています。

◆近世では、町内に遺る古文書などを中心に掲載しています。

令和8年  
5月1日  
販売開始



(文政五年福本札)



(道中記挿絵)

### 神河町史 刊行予定巻

- 第1巻 自然・地理 編 (既刊)
- 第2巻 通史編 I 考古・古代・中世・近世
- 第3巻 通史編 II 近現代・民俗文化
- 第4巻 建築・美術 編
- 第5巻 史料編 I 考古・古代・中世・近世
- 第6巻 史料編 II 近現代・古写真

お申込み・お問合せ先:神河町役場 教育課  
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64  
電話:0790-34-0212  
FAX:0790-34-0645  
E-mail:kyouiku@town.kamikawa.hyogo.jp

販売価格:3,000円  
第5巻 史料編 I  
付録(別編)CD を含む

# ◆主な内容

## 第一部 考古

- 第一章 福本遺跡
- 第二章 神河町内の遺跡

## 第二部 古代

- 第一章 『播磨国風土記』の伝承
- 第二章 神河古代史の古層
- 第三章 律令体制下の神河
- 第四章 神河古代史の終幕

## 第三部 中世

- 第一章 荘園と公領  
粟賀荘、吉殿荘、粟賀加納、大河内荘、大幡荘、大山郷、貝野荘
- 第二章 播磨赤松氏と神河
- 第三章 神河の宗教文化

## 第四部 近世

- 第一章 近世の支配体制  
神河町域の領主と所領構成、国絵図・郷帳に見る神河町域など
- 第二章 村社会の政治・経済
- 第三章 武士と知行地支配  
領主、家臣団、陣屋町
- 第四章 文化・教育
- 第五章 寺社と信仰  
近世神河の寺社、寺社を担う人々など
- 第六章 生活・社会



福本遺跡出土の古代瓦



大庄屋日記



壟の大岩

### 神河町史 第5巻『史料編 I』(考古・古代・中世・近世)・付録(別編)CD購入申込書

申込者控	ふりがな		申込冊数	
	お名前		第5巻 @3,000円× 冊 円	
	ご住所 〒 -		受取方法:ご希望に○を付けてください。 ( ) 送付(要別途送料)@ 600円(レターパック) ( ) 神河町役場教育課 ☎0790-34-0212 ( ) 図書コミュニティ公園桜空 ☎0790-32-3535	
	連絡先	自宅等	合計金額 円	
	電話番号	携帯		

申込者	ふりがな		申込冊数	
	お名前		第5巻 @3,000円× 冊 円	
	ご住所 〒 -		受取方法:ご希望に○を付けてください。 ( ) 送付(要別途送料)@ 600円(レターパック) ( ) 神河町役場教育課 ☎0790-34-0212 ( ) 図書コミュニティ公園桜空 ☎0790-32-3535	
	連絡先	自宅等	合計金額 円	
	電話番号	携帯		

( 公 印 省 略 )  
2026 (令和8) 年4月23日

各区長 様

神河町人権文化推進協議会  
会 長 松 田 隆 幸

神河町教育委員会  
教育長 中 野 憲 二

## 2026年度「地区別人権教室」開催に伴う事前研修会の開催について(ご依頼)

春暖の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、神河町の人権教育・啓発事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「人権尊重のまちづくり」に向け、人権感覚を磨き、人権意識を高めることのできる貴重な学習の場として「地区別人権教室」の開催を予定しております。

実施に向けては、区長様をはじめ、老人クラブ会長、人権文化推進員といった各区のリーダーである皆様にご協力をいただきながら、実のある「人権教室」をめざしております。

つきましては、「地区別人権教室」開催に先立ち、皆様を対象とした事前研修会を下記のとおり開催させていただきますので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 日 時 2026 (令和8) 年6月13日(土) 午前9時から  
(受付開始：午前8時30分)
- 2 会 場 神河町中央公民館 グリンデルホール
- 3 対 象 各区長、老人クラブ会長、人権文化推進員
- 4 内 容 ・本年度の町人権教育、啓発について  
・「地区別人権教室」の運営について  
・ビデオ研修 『見上げれば』 34分

#### 【問合せ・連絡先】

神河町教育委員会教育課 羽岡、藤原  
TEL 34-0212  
FAX 34-0645



## 令和8年度 町長懇談会 予定表

ブロック	日時・開催場所	実施集落	備 考
越知谷	5月22日(金) 19:00~ 大畑コミュニティセン ター	新 田	
		作 畑	
		大 畑	
		越 知	
		岩 屋	
粟賀北	5月26日(火) 19:00~ 中村ドリームホール	根 宇 野	
		山 田	
		中 村	
		粟 賀 町	
		福 本	
粟賀南	6月12日(金) 19:00~ 東柏尾区集落センター ※当初5月29日から変更	貝 野	
		しんこうタウン	
		寺 野	
		柏 尾	
		加 納	
大山	6月2日(火) 19:00~ 杉宮農センター	東 柏 尾	
		吉 富	
		杉	
		大 山	
寺前	6月5日(金) 19:00~ 寺前地域交流館	猪 篠	
		新 野	
		野 村	
		比 延	
		寺 前	
小田原	6月9日(火) 19:00~ 南小田農村環境改善セ ンター	鍛 治	
		大 河	
		上 岩	
		高 朝 田	
		宮 野	
長谷	6月16日(火) 19:00~ センター長谷	南 小 田	
		上 小 田	
		川 上	
		大 川 原	
		本 村	
		赤 田	
		重 行	
		為 信	
峠			
栗			
湊			



事務連絡  
令和8年4月23日

各区長様

総務課長 高内 教男

令和8年度地域伝統文化振興支援事業に係る該当団体の募集について

陽春の候、区長様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、町行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、一般財団法人兵庫県市町職員互助会では、地域伝統文化振興支援事業を実施し、今年度の該当団体を募集されます。

地域伝統文化振興支援事業とは、各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り、地域文化の振興を目的としている団体に助成を行う事業です。

つきましては、2月区長会でお知らせしたところではございますが、改めて、下記、別紙に事業の内容等をお知らせいたしますので、御検討いただければと存じます。申請・審査・報告等、複数の手続きがありますが、是非、御活用いただければと思います。申請をご希望される区については、**5月29日(金)**までに総務課足立までご相談ください。様式は区長会のホームページに掲載させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

記

1 助成金額 1団体につき100万円限度【各町3事業まで】

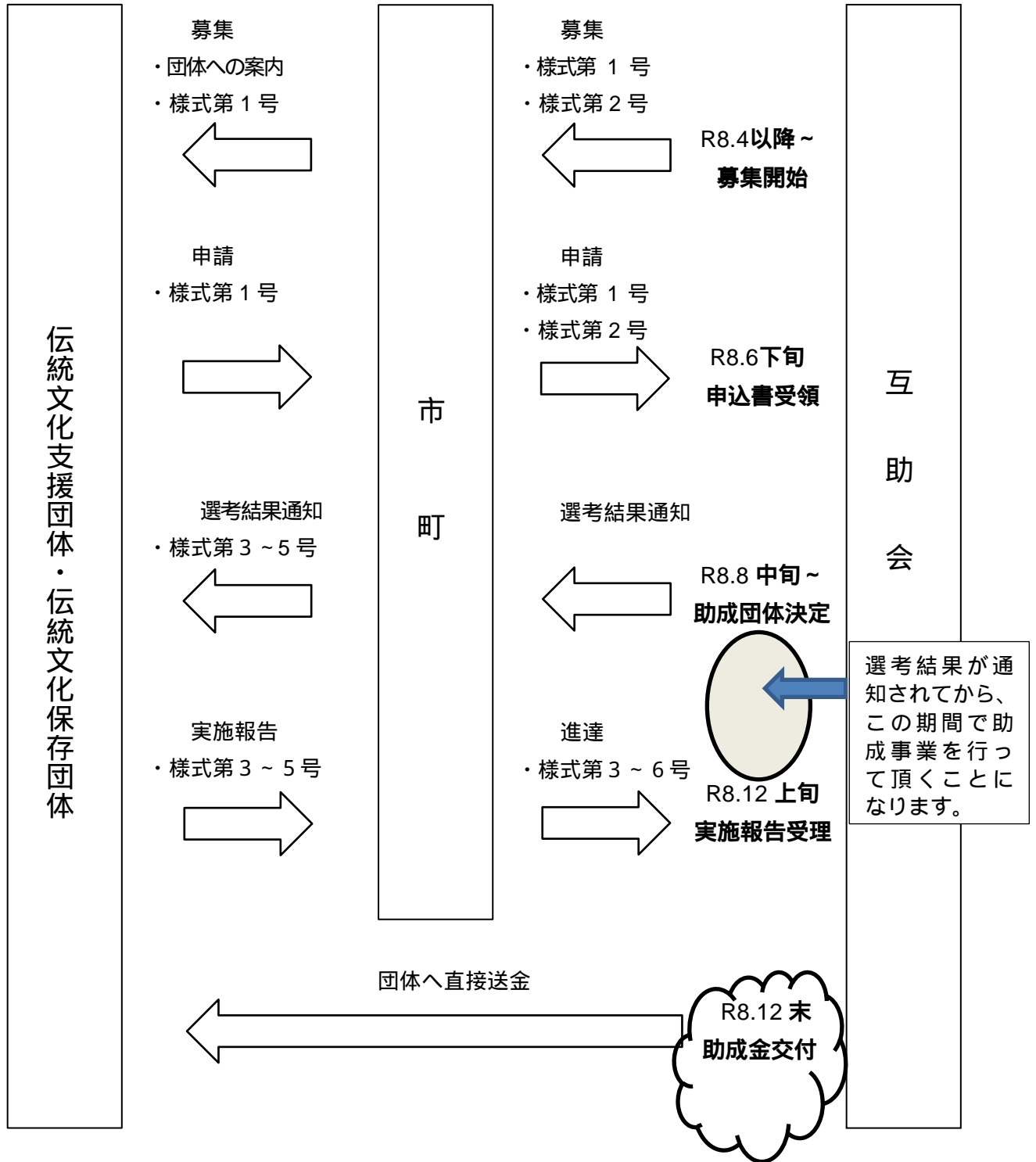
※3区以上の申請があった場合、過去の申請助成区を除いて、申請額の高い順に選出(同額の場合、抽選)させていただきます。ご理解ご了承をお願いいたします。

2 助成対象事業 添付「実施規定」のとおり(民俗芸能、祭り、伝統工芸等)

3 助成決定可否 互助会の理事会で判断  
(申請いただいても、助成されない場合があります)

4 担 当 神河町役場 総務課 足立

地域伝統文化振興支援事業に係る助成金交付の事務手続き



# 一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化 振興支援事業実施規程

平成23年5月26日議決  
改正 平成26年2月27日議決  
改正 令和元年8月2日議決  
改正 令和2年2月26日議決  
改正 令和3年1月28日議決  
改正 令和3年8月4日議決

(趣旨)

**第1条** 一般財団法人兵庫県市町職員互助会（以下「互助会」という。）は、町等の住民に対する文化事業として、兵庫県内各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り地域文化を振興するため、伝統文化保存団体及びその支援団体（以下「団体等」という。）が行う伝承活動・後継者育成活動等を支援するために、次の事業を実施する。

(事業内容)

**第2条** 団体等が地域文化振興を目的として実施する伝統文化の保存・活用のための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伝承者等の養成
- (2) 伝承用の用具衣装等の整備
- (3) 映像記録等の作成
- (4) 公開・交流活動

(助成の対象)

**第3条** 助成の対象となる団体等は、民俗文化財、伝統工芸技術の保存・伝承に係る活動及びその支援活動を主たる目的とし、継続的に地域文化振興に資する活動をしている団体等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人
- (3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
  - ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
  - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠となる事務所を有すること
  - オ 市町、市町教育委員会の推薦を受けていること
- (4) 家元・流派が確立され、維持の見通しが立つような団体は除く。

2 民俗文化財、伝統工芸技術の復活・復元による伝承を計画している団体等で、前項第3号の要件を満たすとともに、市町が支援するなど今後の活動の継続の見通しがあり、地域文化振興に資する活動を行う団体とする。

(実施方法)

**第4条** 地域伝統文化振興支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 団体等は、地域伝統文化振興支援事業実施申込書（様式第1号）を市町に提出し、市町はこれに推薦書（様式第2号）を添付し、互助会に提出する。

(2) 互助会は、理事会において、団体等を選考し決定する。

(3) 団体等において、事業が完了したときは、地域伝統文化振興支援事業実施報告書（様式第3号）、物品検査調書（様式第4号）及び地域伝統文化支援事業支払依頼書（様式第5号）を市町に提出し、市町はこれに進達書（様式第6号）を添付して、速やかに互助会に提出する。

（事業期間）

**第5条** 助成の決定を通知した日から当該日の属する年度の末日とする。ただし、決定通知日以前の事業であっても事業計画に該当するものであれば対象とする。

（経費）

**第6条** 助成額は1団体100万円を上限とし、予算の範囲で助成額を決定する。

（中止・変更）

**第7条** 団体等は、事業の中止または変更する必要がある場合は、理由を付して、速やかに互助会に届け出るものとする。

（その他）

**第8条** この規程に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（旧要綱の廃止）

2 地域伝統文化振興事業実施要綱（平成16年2月26日議決）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程に関わらず、当分の間、様式第 1 号から様式第 6 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会文化事業実施規程に定める様式によることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程に関わらず、当分の間、様式第 1 号から様式第 6 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会文化事業実施規程に定める様式によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程にかかわらず、当分の間、様式第 1 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化振興支援事業実施規程に定める様式によることができる。

## 令和7年度地域伝統文化振興支援事業の実績について

市町名	団体名	助成内容
豊岡市	豊岡音頭保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (芸能部員用浴衣の購入及び締太鼓の新調)
丹波篠山市	デカンショ祭振興会	・ 公開・交流活動 (参加者グッズ代、ライトアップ業務委託費等)
	宮ノ前自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (装飾用房の新調)
養父市	大杉ざんざこ踊り保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (ポータブルアンプ等音響設備の更新)
丹波市	柿柴東自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (幟旗掲揚用金属ポールを設置)
南あわじ市	網屋町だんじり保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (布団締めの新調)
	東本町自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (水引幕及び提灯の新調)
	十軒家檀尻保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (大太鼓の新調)
朝来市	山王神社「ざんざか踊り」保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (中踊り及び側踊り衣装の新調)
淡路市	岩屋片浜地区だんじり継承会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (飾り幕の修繕、太鼓の革の張替等)
	中田伊勢の森神社 梯子獅子保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (獅子頭毛植え94本等)
7市11団体		

多可町	寺内区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (幟・支柱の新調)
	安楽田神楽保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (篠笛、蛇目傘、天狗面の新調等)
	安坂地区自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (水引幕の修繕)
稲美町	岡西自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (獅子頭の新調及び修復)
	出新田自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (猿田彦面及び衣装の新調、提灯の取替え)
	印東自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (水引幕裏付け、天狗衣装の修繕)

市町名	団体名	助成内容
市川町	鶴居まつり屋台保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (高欄カシュ塗り等屋台修繕)
	谷祭り実行委員会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (布団屋根修理、天幕張替え等修繕)
	東川辺秋祭り保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (太鼓の新調)
福崎町	馬田祭り保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (祭り衣装の新調)
	板坂区秋祭り屋台保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (布団屋根木枠、布団生地等の修繕)
	南大貫自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (浦安の舞用衣装新調)
神河町	神河町寺野区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (拝殿幕、のぼり旗の新調)
	神河町新野区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (太鼓張替え、胴削り直し、色塗り等修繕)
	神河町大山区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (幟旗の更新)
太子町	糸井合同役員会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (提灯重化修復、提灯火袋新調等)
	沼田獅子連	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (子供用獅子頭の修復、篠笛・舞手・子供用法被の新調等)
	田中自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (二尺三寸太鼓皮の張替等)
佐用町	佐用町まちかどカメラマン協議会	・ 映像記録等の作成 (祭り・歴史自然：政策企画、資料収集、撮影、編集委託料等)
	幕嵐	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (法被、帯、鉢巻き等の新調、太鼓張替え)
香美町	一日市三番叟保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (翁衣装、黒木尉衣装、千歳衣装等の新調)
新温泉町	歌長太神楽保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (獅子舞胴幕修繕)
9町22団体		
合計7市9町33団体		

#### 本会構成市町

豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町

地域伝統文化振興支援事業提出書類一覧

様式名	名称	作成者	説明	添付書類	提出月日
様式第1号	地域伝統文化振興支援事業申込書	希望団体	助成金を受け取るため、支援事業として申し込む場合	必須 ①(団体)規約 ②見積書の写し ③活動状況がわかる写真・資料 ④購入(修理)予定物資料・写真 修理の場合 ⑤修理前の写真(特に修理箇所が判明する写真)	申請時 6月末日
様式第2号	推薦書	神河町	町が互助会に対して希望団体を推薦する様式		申請時 6月下旬
様式第3号	地域伝統文化振興支援事業報告書	希望団体	該当事業が終了したときの報告様式	必須 ①請求書の写し 必要に応じ ②契約書(請書)の写し ③領収書の写し ④写真(購入物・修理状況・活動実施状況) 修理の場合 ⑤修理前・後の写真(特に修理箇所が判明する写真)	完了時 9月～12月
様式第4号	物品検査調書	希望団体	物品等の検査を受ける様式		完了時 9月～12月
様式第5号	地域伝統文化振興支援事業支払依頼書	希望団体	互助会に対して、助成金の支払いの口座など登録する様式		完了時 9月～12月
様式第6号	支援事業実施報告書提出書	神河町	様式第3号報告書を互助会に送付する様式		完了時 9月～12月

※事業の種類により、これ以外の必要書類をお願いすることがあります。

互助会の流れ

6月30日  
8月  
12月上旬  
12月末～1月末

申込書締切  
助成団体決定(各団体へ選考結果通知)  
実施報告受理  
助成金支払

互助会の提出期限は、6月30日(水)必着です。ので、  
ご希望の地区は、5月29日(金)までに、役場総務課にご相談をお願いいたします。

①様式第1号「地域伝統文化振興支援事業報告書」②添付書類

# ケーブルテレビ事業の見直し

持続可能な事業の維持が課題

1. 視聴環境や利用スタイルが変化(テレビ番組の需要の減少)
2. インターネット需要の増加 (スマートフォンなど日常生活でインターネットの使用増加)
3. 物価・人件費の上昇(人件費及び通信機器類の調達費、保守費の値上げ)

→ 町営ケーブルテレビ事業の見直しの検討の結果、  
姫路ケーブルテレビ株式会社による運営(IRU)に決定！

## 基本合意書の締結 (令和8年3月31日)



運営委託先：姫路ケーブルテレビ株式会社

移行時期：令和9年4月1日から新体制へ移行

# 移行後の概要

---

## (1) テレビ放送

- ・地上波放送・BS放送・CS放送は継続
- ・コミュニティチャンネルは、文字放送中心＋特別番組  
(ニュース番組は中止)
- ・姫路ケーブルテレビの地域情報番組「ひめチャン」放送開始

## (2) インターネット

- ・10ギガの高速インターネット開始(1ギガ・100メガも有)

## (3) 電話

- ・電話サービス(ケーブルプラス電話、ケーブルライン)開始

# 住民説明会開催のお願い

---

移行に向け、9月頃から町内在住の皆さまを対象とした住民説明会を開催します。サービス内容や料金、手続きなどについて詳しくご説明します。

1. 説明会の会場 ⇒ 各集落の公民館(集会所)
2. 説明会のスケジュール ⇒ 6月区長会で提案
3. 説明者 ⇒ 役場総務課職員及び姫路ケーブルテレビ職員
4. 住民説明会のあと、姫路ケーブルテレビ職員による戸別訪問。  
希望者には詳細説明。加入希望の方は申込書の提出

# お問い合わせ

---

ケーブルテレビ事業の運営移行に関するお問い合わせは

神河町役場 総務課 ケーブルテレビ担当まで

☎ 0790-34-0001



区長会資料

令和8年度  
一般会計当初予算の概要

総務課財政担当

令和8年度 会計別当初予算額の状況

(単位：千円)

会計区分	令和8年度当初予算		令和7年度当初予算		当初予算増減額		増減率 (%)	
	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源
1. 普通会計	11,183,658	6,769,303	10,215,491	6,443,393	968,167	325,910	9.5	5.1
(1) 一般会計	11,100,000	6,801,107	10,131,000	6,463,368	969,000	337,739	9.6	5.2
内 (2) ケアステーション事業特別会計	107,892	0	97,048	0	10,844	0	11.2	0.0
(3) 産業廃棄物処理事業特別会計	2,245	0	6,415	0	△ 4,170	0	△ 65.0	0.0
(4) 寺前地区振興基金特別会計	4,749	0	3,230	0	1,519	0	47.0	0.0
(5) 長谷地区振興基金特別会計	19,576	0	3,412	0	16,164	0	473.7	0.0
単 純 計	11,234,462	6,801,107	10,241,105	6,463,368	993,357	337,739	9.7	5.2
2. 国民健康保険事業特別会計	1,186,167	0	1,267,036	0	△ 80,869	0	△ 6.4	0.0
3. 後期高齢者医療事業特別会計	247,317	0	223,830	0	23,487	0	10.5	0.0
4. 介護保険事業特別会計	1,611,178	0	1,571,819	0	39,359	0	2.5	0.0
5. 土地開発事業特別会計	87,875	0	87,795	0	80	0	0.1	0.0
6. 訪問看護事業特別会計	168,568	0	153,690	0	14,878	0	9.7	0.0
小 純 計	14,484,763	6,769,303	13,519,661	6,443,393	965,102	325,910	7.1	5.1
単 純 計 ①	14,535,567	6,801,107	13,545,275	6,463,368	990,292	337,739	7.3	5.2
企業会計	429,765		424,684		5,081		1.2	
水道事業会計(3条支出予定額)								
下水道事業会計(3条支出予定額)	650,627		627,473		23,154		3.7	
② 公立神崎総合病院事業会計(3条支出予定額)	3,926,879		3,789,471		137,408		3.6	
総 合 計 ①+②	19,542,838		18,386,903		1,155,935		6.3	

(注) 普通会計は、一般会計、特別会計間の繰り入れ、繰り出しを純計したものである。

# 令和 8 年度神河町一般会計等予算概要説明書

## 1. はじめに

第 128 回神河町議会定例会の開会にあたり、令和 8 年度の予算並びに諸議案のご審議に合わせて、私の町政に対する所信の一端を申し述べます。

まずは、昨年 11 月 16 日執行の神河町長選挙におきまして、無投票により信任を賜り、5 期目の町政運営の重責を担わせていただくことになりました。ご支援賜りましたすべての方々に、心より厚くお礼申し上げます。併せて、町長就任以来進めてまいりました神河町の知名度アップと元気な神河町を目指し走り続けてきた 16 年間の貴重な経験と実績を通じ培わせて頂いた政治経験を活かし、「みんなが元気になる」神河町づくりに邁進する決意であります。改めて、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、新年度を迎えるにあたりまして、これまでの町政課題の取組に対し、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、そして各方面の皆様に絶大なるご理解ご協力を賜り、町政運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。

私は常々「未来の世代にどんな町を残せるか」を考え、自然豊かな風景を守り、若者が誇りを持ち、子どもたちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らし続けることのできる町を目指してまいりました。今回、人口減少や厳しい財政状況にあっても未来に誇れる神河町を築くために常に挑戦するという思いを込め、「突き抜けよう！かみかわ」を新たなキャッチフレーズに加えました。皆様方の引き続きの変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

神河町の最大の政策課題は、人口減少を克服して、持続可能なまちの実現にあります。引き続き、国と連動して神河町第 3 期地域創生総合戦略を推進し、子どもから老年寄りまでが神河町が楽しい、神河町が安心して暮らせると思える。特に若者が住み続けられる、住み続けたいと思えるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、主要課題とその対応策についてですが、大きく 3 つの柱を掲げ取り組んでまいります。

1. 「安心安全のまちづくり」
2. 「住んでよかったと思えるまちづくり」
3. 「未来に希望が持てるまちづくり」

これを町政運営の基本方針とし、必要な施策を選択し集中的に取り組んでまいります。

最後に、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるのは困難ですが、大事なものは人口が減少しても持続可能な神河町の土台をどのように創るかです。

地域・住民の皆様とともに知恵を出し合い変わらない風景を未来の世代に残し繋げていくため全身全霊力いっぱい取り組んでまいります。

引き続き、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

## 2. 国の動向

政府は令和 8 年度の国の予算案を令和 7 年 12 月 26 日に閣議決定しました。地方自治体の財政運営に関する令和 8 年度地方財政対策の概要も同日に示されたところです。

国の経済はデフレ・コストカット型経済から、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあるとされています。このような背景のなか示された令和 8 年度の地方財政対策は、経済・物価動向等を如何に適切に反映することができるかが最大の課題とされています。

国の地方財政計画の歳出は、物価高対応のほか、社会保障関係費や人件費の増加などを反映することとし、それに見合った一般財源総額を確保するとされています。

以下そのポイントを見ていくと、まず、普通交付税等においては、価格転嫁の取り組み状況を反映するとされています。また地方財政の健全化として、臨時財政対策債の発行額は令和 7 年度に続きゼロとし、過去に発行した償還財源を措置するため、償還基金費を計上するとされています。軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間の税率廃止や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収については、地方特例交付金により減収額の全額を補填することとなっています。

次に、教育無償化では高校無償化に 4 分の 1 の都道府県負担、給食費の抜本的な負担軽減には 2 分の 1 の都道府県負担を導入することとなっています。

続いて、各地方が直面する課題の解決に資するよう地域未来基金の創設など地方財政措置の拡充がなされます。

また、防災・減災対策では、自然災害の激甚化・頻発化に対応し、地域防災力向上を充実させるため令和 7 年度を期限としていた緊急防災減災事業費及び緊急自然災害防止対策費の事業期間が 5 年間延長され令和 12 年度まで延長されます。

最後、公営企業の経営基盤の強化では、上下水道事業の広域化をはじめとする経営改善の取り組みに対して、一時的な財政負担を平準化するため、新たに公営企業経営改善特例債が発行できるようになります。また、埼玉県八潮市で発生した事故などを踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、下水道管路の全国特別重点調査や水道管路の耐震化事業の拡充に地方財政措置を講じることとしています。さらに近年の物価高騰や人件費増加といった厳しい経営環境にある公立病院に対する繰り出し金を増額し、交付税措置を拡充することとされています。

## 3. 神河町の財政状況

令和 6 年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち実質公債費比率については令和 5 年度から 0.2 ポイント上回り 12.1%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については 1.3 ポイント上回り 94.4%となりました。両比率とも類似団体より高い水準で推移し、「起債余力」「弾力性」が弱く財政構造の『硬直化』がさらに進んでいる状況です。

また、一般会計の財政調整基金の令和 6 年度末残高は 18 億 763 万 1 千円、令和 7 年度末の残高見込は 15 億 1,921 万 6 千円（12 月補正時点）、地方交付税で元利償還

費用の措置のある過疎対策事業、辺地対策事業等を有効に活用し、財政調整基金に過度に依存しない収支均衡予算を目標に取り組みましたが、次期ごみ処理場の整備、中播消防署の移転建替えなどの大型投資が続いており財政調整基金の残高は2億8,841万5千円減の見込みです。令和6年度決算の普通会計の基金の残高は44億1,798万2千円と微減の状態、逆に地方債の現在高は119億7,884万円と微増の状態です。

広域で取組む次期ごみ処理場の整備、中播消防署の移転建替えなどは除き、改めて年度間の投資的経費の平準化を図り、また、各種事業においても事業評価により選択と集中に注力することが極めて大事です。事業の評価においては費用対効果を強く意識することが求められています。

最後に、財政運営に大きな影響を及ぼしている老朽化した観光施設を中心とした公共施設の適正化を進めるとともに、中堅、若手職員で構成する「神河みらい創造プロジェクトチーム」の提言にある公共施設の「縮充」を喫緊に進めていくことが重要となっています。

※「縮充」：小さくまとめるという意味の縮小の「縮」。内容を豊かにするという意味の充実の「充」の字を組み合わせた造語。

長寿命化改良が出来ない老朽化の進んだ公共施設、経営が困難な観光施設などについて、住民サービスの質を確保しながらコスト削減に向けた廃止、複合化、統合などの効率化を図るもの。

#### 4. 町政運営の基本方針

令和8年度の町政運営は、引き続き「2050 神河将来ビジョンの実現に向けて」“まち全体の目指すべき姿”～変わらない風景を未来の世代へ～

1. 安心安全のまちづくり
2. 住んでよかったと思えるまちづくり
3. みらいに希望が持てるまちづくり

をキーワードとして、第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）を柱として、引き続き第3期地域創生総合戦略を中心とした施策に取り組むとともに、健全な財政運営を前提とし、「自然豊かな風景を守り、若者が誇りを持ち、子どもたちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らせるまち」を目標に町政運営に取り組んでまいります。

各種政策ですが、まず「安全安心のまちづくり」では、引き続き豪雨災害対策など自然災害の激甚化・頻発化に対応してまいります。特に、避難所環境の整備が非常に大切であり、防災トイレカー、給水タンクの整備を図るとともに防災備蓄品の充実促進を図ってまいります。加えて、消防機能では、神崎郡3町で取り組む中播消防署本署・出張所の移転建替えを引き続き推進していきます。出張所（神河町）については、令和8年3月2日から供用開始、令和8年度は本署（福崎町）の建設が本格化していきます。

続いて、公営企業会計においては、上下水道、病院の健全経営に引き続き努めてまいります。

次に「住んでよかったと思えるまちづくり」です。公共交通の維持確保では、引き続き鉄道及びバス交通の維持に注力してまいります。地域自治協議会については、引

き続き、持続可能な地域づくりを推進するための地域づくり交付金などの支援を行います。第3期地域創生総合戦略とりわけ人口減少対策では、若者定住・移住支援、情報通信ではケーブルテレビの10ギガ対応に向けて設備環境を整備します。起業・創業支援、地域活性化企業人制度をとおした企業誘致と雇用創出、出会い・結婚・出産・育児・子育て支援などの取組みを総合的に進めてまいります。

教育環境の充実のメインは、学校給食の無償化です。令和8年度から小学校は給食費負担軽減交付金、中学校、幼稚園は重点支援交付金を活用し、学校給食を無償化します。これまでも、給食費の1/2補助や食材料費の価格高騰の給食費への無転換など保護者の負担軽減を図ってきましたが、国の動向なども踏まえ、無償化に踏み切りません。今後の課題は、学校給食無償化の永続的な財源の確保が課題となってきます。

最後に「みらいに希望が持てるまちづくり」です。商工業の振興、観光業の振興では町内経済循環の拡大、関係人口の可視化を図ってまいります。特に関係人口の可視化では国が創設を進めている「ふるさと住民登録制度」への参加を検討していきます。

また、重要施策である「農業の再生」、「林業の再生」では地域資源の有効活用の観点から引き続き取組みを強化していきます。

これらの基本方針のもと、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に全力で取り組んでまいります。

## 5. 令和8年度の予算編成

令和8年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比9億6,900万円、9.6%増の111億円の超大型予算案となりました。

令和8年度予算は、国の令和7年度補正予算、特に「地域未来交付金」、「補正予算債」などを活用し、令和7年度補正予算と一体として、令和8年度町政運営の基本方針に沿って編成しました。

予算の編成にあたっては、令和6年度決算における財政状況と監査員及び議会の認定における指摘事項に留意しながら、各種事務事業の検証をもとに、スクラップアンドビルドを基本に財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据えながらも、喫緊の行政課題に対応するため、積極的な財源配分を行いました。

職員・会計年度任用職員の人件費の増加もさることながら、物件費を中心として賃上げに伴う価格高騰が、歳出需要を増嵩させ、予算総額の大幅増加につながっています。

また、大型の投資では、総合コンピュータ基幹系システムの更新、ケーブルテレビの10ギガ設備環境整備、次期ごみ処理施設の建設負担金、峰山宿泊施設浄化槽の更新等観光施設の整備、神崎公民館・体育センターの解体など前年比約14億2,000万円の増額となりました。

このため基金の繰入総額は約10億1,200万円、うち財政調整基金の繰入額は3億3,200万円また、地方債の発行予定総額は約18億3,100万円に上ります。限られた

財源の中で、大変厳しい財政運営が求められた予算編成となりました。

歳入では、普通交付税において、国の地方財政計画の内容も踏まえ 1 億 8,000 万円増の 38 億 8,000 万円を見込んでいます。

また、財政調整基金の繰入が、対前年比 3,200 万円増の 3 億 3,200 万円、一般会計の基金の総繰入額は約 10 億 1,200 万円となりました。

地方債の発行予定額は、対前年比 6 億 8,520 万円増の約 18 億 3,100 万円。過疎債は、次期ごみ処理施設の建設負担金など 9 億 9,330 万円、辺地債は 7,570 万円、緊防債は、中播消防署建替負担金、神崎公民館・体育センターの解体など 7 億 550 万円となっています。

歳出では、人件費関係で、約 15 億 1,500 万円となりました。

また、公債費の元金償還金は、対前年度比 1,458 万 2 千円増の 12 億 9,122 万円となっています。人件費と公債費を合わせると約 28 億円となり令和 6 年度決算の標準財政規模約 56 億円の約 50%となっています。

このように、非常に厳しい財政状況であり、限られた財源の中で、課題の選択と集中に取組み、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営の透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することができるように、喫緊に取組む必要があります。

## 6. 主要施策の取り組みについて

これから、ご審議をいただきます、令和 8 年度当初予算案は、別冊のとおりで、ここでは最重点施策の「2050 神河将来ビジョン」「神河町地域創生総合戦略」を踏まえ、「第 2 次神河町長期総合計画の 6 つの基本目標」に沿ってその主な概要を説明いたします。

### ～ 第 2 次神河町長期総合計画

「3 つの基本的な考え方」と、「基本目標（6 本柱）」～

#### 「ハートが安らぐまちづくり」

##### ① 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

(子育て、教育、生涯学習・スポーツ、歴史・文化)

子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度が始まります。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的としています。保育所、幼稚園、児童センターでの受け入れ態勢の整備及び支援にかかる必要な予算を計上しました。

幼児教育につきましては、引き続き、ニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

学校教育の環境では、令和 8 年度から国の動向も踏まえ、学校給食を無償化します。財源は、小学校は国が進める給食費負担軽減交付金、中学校、幼稚園は物価高騰による経済対策としての重点支援交付金です。なお、保育所等についても重点支援交付金を活用し同様に無償化支援を行います。

学校教育につきましては、第 4 期かみかわ教育創造プラン（令和 7 年度～令和 11

年度)を基本に、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、よりよい教育環境の充実と教育の推進に努めてまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、昨年度オープンの「桜空」を大切に育むとともに公民館を拠点に、要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き生涯学習の機会を提供し、一般公演についても内容の充実をさらに図ってまいります。令和8年度は、華道・ゴルフ・料理等のユースプラス教室を設け多世代の活動交流を図ってまいります。

社会体育施設につきましては、住民の皆様に、健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、更に各種教室やスポーツ大会の開催を通したスポーツの振興にも引き続き取り組んでまいります。

閉館している神崎公民館及び体育センターについては、大きな事業費になりますが、周辺の安全性に考慮し解体に着手してまいります。

・神崎高校夢実現プロジェクト支援金事業	1 0 0 万円
・子どもを健やかに生み育てる支援金支給事業	3 1 0 万円
・出産お祝い品贈呈事業	1 2 万円
・結婚新生活支援事業	1 0 5 万円
・児童手当支給事業	1 億 6, 6 7 1 万円
・保育所運営事業 (乳児等通園支援費含む)	2 億 3, 0 9 3 万円
・重点支援交付金：児童福祉施設給食費等支援事業	2 2 3 万円
・不登校対策プロジェクト事業	9 3 7 万円
・スクールソーシャルワーカー事業	9 0 万円
・スポーツ・文化競技大会出場激励金事業	7 8 万円
・「かみかわっ子」ふるさと育成事業	3 7 0 万円
・コミュニティ・スクール事業	5 6 万円
・神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金事業	3 8 1 万円
・小学校管理、施設整備事業 (3校)	6 6 0 万円
・中学校管理、施設整備事業 (1校)	4, 9 0 9 万円
・自然学校推進事業	3 4 2 万円
・小学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	7 4 0 万円
・中学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	4 8 4 万円
・スクール・サポート・スタッフ (小・中学校) 配備事業	8 5 3 万円
・中学校部活動指導員配置事業	2 2 1 万円
・トライやる・ウィーク事業	6 0 万円
・外国語指導助手活用事業	4 8 4 万円
・幼稚園預かり保育事業	9 9 万円
・幼稚園乳児等通園支援事業 (人件費含む)	2 1 0 万円
・学童保育クラブ事業	3, 3 7 6 万円
・文化財(保存、計画、発掘調査) 事業	1, 2 2 0 万円
・町史編纂事業	1, 3 1 1 万円
・神崎公民館・体育センター施設解体外事業	4 億 3 2 0 万円

・二十歳の集い事業	60万円
・公民館管理運営事業	4,005万円
・公民館事業（シニアカレッジ、教室、文化祭、美術展、公演）	1,191万円
・児童センター管理運営事業	520万円
・児童センター乳児等通園支援事業（人件費含む）	300万円
・社会体育施設管理事業	6,907万円
・スポーツ事業（各種教室、大会）	329万円
・学校給食事業	7,952万円
等 計	18億3,974万円

## ② 安心して暮らせる環境をつくる

### （地域福祉、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康・医療）

子育て環境の整備では、安心して子どもを産み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

令和7年度に健康福祉課内に設置した「すくすく子育て家庭センター」を核として、全ての妊婦・子育て世帯・子どもの一体的相談、子育て世帯への訪問等、より支援を充実させ、切れ目のない取組みをさらに進めてまいります。

併せて、母子保健医療対策総合支援、妊婦健康支援、特定不妊・不育症の助成などの母子保健医療の充実にも努めてまいります。令和8年度は新規事業として妊活カップル応援事業を予算計上しました。この事業は不妊治療を後押しし応援するもので、治療費や検査費に助成を行うものです。

高齢者の暮らしを支えるため、何歳になっても元気で暮らせるよう地域住民との連携・支えあいを基本とした、福祉・保健・医療の充実を図りながら、安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するため効果的な保健事業に引き続き取り組んでまいります。保険者が減少するなか、国民健康保険事業財政の安定化に向け、国民健康保険税の標準税率化を図ってまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組の中で、支援を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組み、地域の支え合い体制づくりを推進してまいります。

地域包括ケアシステムの推進では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、神崎郡在宅医療・介護連携支援センター、医療・介護関係者間の連携・協力のもと、より適切な支援・サービスを提供してまいります。

障がい者福祉の取組につきましては、ニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会「ひと花」、民間による施設整備への支援など、適切なサービスの利用を進めてまいりま

す。また、令和7年度に制定した手話言語条例では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら、適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取組む意識の形成を図ってまいります。また、町ぐるみ健診(特定基本健診)の受診率アップを図り、個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等によるがんや特定疾病の早期発見、早期治療に繋げ、住民の皆様の健康保持・増進を目指してまいります。

最後に、公立神崎総合病院の喫緊の課題は、病院存続のための経営改善です。病院の経営改善は、「立ち止まることも、後戻りすることもできない」非常に厳しい段階を向かえています。病院職員が一丸となることはもちろん、町と病院が一体となって、この難局を乗り越えて、住民の皆様可愛され、頼りにされる病院の役割を果たせるよう全力で取り組んでまいります。

・ 医師確保対策	神戸大学寄附講座設置事業	3,300万円
・ 〃	神戸大学医学研究科腎泌尿器科先端技術開発寄附金事業	2,000万円
・ 〃	新規：医師Uターン促進事業	200万円
・ 公立神崎総合病院会計繰出事業		3億9,520万円
・ 重点支援交付金：公立神崎総合病院物価高騰対策支援事業		4,300万円
・ 訪問看護特別会計繰出金		1,500万円
・ 防犯対策事業		507万円
・ 国民健康保険事業特別会計繰出金		8,575万円
・ 介護保険事業特別会計繰出金		2億8,465万円
・ ケアステーション事業特別会計繰出金		2,830万円
・ 後期高齢者医療制度事業		2億6,088万円
・ 民生児童委員、協力委員事業		601万円
・ 社会福祉協議会運営補助事業		3,454万円
・ 人生いきいき住宅助成事業		439万円
・ ひきこもりサポート事業		69万円
・ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業		19万円
・ 特殊詐欺等被害防止対策事業		40万円
・ 老人保護措置事業		1,512万円
・ 老人クラブ助成事業		475万円
・ 長寿祝金事業		172万円
・ 障害者自立支援給付等事業		4億4,291万円
・ 障害者地域生活支援事業		1,125万円
・ 障害者日常生活用具、補装具給付事業		650万円
・ 自立支援医療給付事業		1,201万円

・ 障害者、高齢者医療費・乳幼児医療費助成事業	8,343万円
・ 心身障害者（児）就学及び職業訓練等助成事業	254万円
・ グループホーム利用者家賃助成事業	190万円
・ 健康づくり対策事業（予防接種、各種検診ほか）	6,990万円
・ 自殺対策、食育計画推進事業	473万円
・ 母子保健医療対策総合支援事業	489万円
・ すくすく子育て家庭センター事業	210万円
・ 妊婦等包括支援事業	307万円
・ 新規：妊活カップル応援事業	80万円
・ 乳幼児健診事業	99万円
・ 保健福祉センター管理運営事業	390万円
・ 川上・上小田診療所運営事業	410万円
	等 計20億7,578万円

### ③ 美しく安全なまちを築く

#### （自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）

「2050 神河将来ビジョンのまち全体のめざす姿」は、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐことです。

恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活など環境の保全、活用を図ってまいります。

特に、神河町の87%を占める山林の再生は不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくりにつながっていくものです。

引き続き、「2050 神河将来ビジョン」の核をなす、農林業の再生推進事業に取り組んでまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、中播北部行政事務組合及び神崎郡3町が連携し、令和10年度供用開始に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、「クールチョイスなまち宣言」、「ゼロカーボンなまち宣言」そして「世界首長誓約の署名」を通じた取組みを進めていきます。

近年、顕在化している老朽化した危険な空き家等につきましては、空き家等実態調査によるデータを活用し、その対策に努めてまいります。

上下水道事業については、埼玉県八潮市で発生した事故などを踏まえ、上下水道管路の老朽化対策、水道管路の耐震化の拡充が求められています。国においてはこれらの取組みにたいして、一般会計からの出資に対して財政措置が講じられることとなりました。こうした背景も踏まえ、引き続き、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化を進めてまいります。また、料金対策については、事業の広域化に取り組むとともに、財政負担の平準化を図ってまいります。

CATV、高速インターネット環境につきましては、10ギガ対応の設備更新を行うとともにCATV事業の運営移行について検討してまいります。

消防・防災につきましては、近年、多発している自然災害に備え、消防団、自主防災組織の強化、防災士の確保など地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図ってまいります。

また、消防署本署・出張所の移転建替えについては、出張所は令和8年3月2日に供用を開始しました。これにより消防機能が大きく強化されることを期待しています。本署の建設についても、令和8年度本格化していく見込みで、完成に向け関係機関等と連携して進めてまいります。

防犯対策につきましては、防犯カメラの増設、「録音機能付き電話機」等犯罪の抑止・防止策について、引き続き実施していきます。

河川の環境整備については、引き続き、県土木事務所と連携し、樹木再繁茂抑制対策工事により、解消を図ってまいります。

・交通安全施設整備事業	1,050万円
・交通安全啓発事業	112万円
・CATV管理運営事業（指定管理料等）	3億9,417万円
・消費者行政推進対策事業	318万円
・水道事業会計繰出金事業	1億1,043万円
・神崎郡北部火葬場運営事業	2,098万円
・地球温暖化対策、脱炭素化施策展開事業	408万円
・廃棄物減量化普及啓発事業	192万円
・中播北部クリーンセンター運営事業（次期ごみ処理施設建設費含む）	8億8,004万円
・中播衛生施設負担金事業（福崎：中播衛生センター）	7,463万円
・下水道事業会計繰出事業	2億9,908万円
・農村地域防災減災事業（ため池）	660万円
・治山治水補助事業	515万円
・河川改修事業	521万円
・河川環境整備事業	1,450万円
・土砂災害情報相互通報システム管理事業	387万円
・簡易耐震診断推進事業	13万円
・ひょうごの住まい耐震化促進事業	120万円
・空き家等適正管理運営事業	29万円
・特定空き家等除去・修繕事業	595万円
・姫路市消防事務委託事業	1億6,548万円
・常備消防事業（中播消防署移転建替事業）	2億9,256万円
・非常備消防団活動事業	3,155万円
・非常備消防団退職報償金支給事業	4,818万円
・消防施設管理、整備事業	1,652万円
・防災行政無線運営事業	1,944万円
・災害対策・防災備蓄・自主防災・IP無線・地域防災事業	1,951万円
等 計	25億551万円

## 「ハートが賑わうまちづくり」

### ④ 人が行き交い、出会うまちを創造する

#### (土地利用、道路・交通、交流、定住促進)

人口減少が続いている本町にとって、若者移住定住施策は非常に重要な施策です。公営住宅の環境整備、若者世帯住宅補助（家賃、取得、リフォーム）などその内容を検証しながら移住定住に繋がる効果的な施策を進めてまいります。

令和8年度は、住宅取得補助に空き家除去の補助を加えることとしています。内容は上限額100万円とし、除去経費の3分の1を補助するものです。

個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。その成果は、山林をはじめ土地利用における重要な基礎資料として、企業誘致など重要施策の推進に有効的に活用を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営と併せて、予約により送迎を行うデマンド型交通への併用転換を進めていますが、思うように進捗していないのが現状です。再度、方向性を定め早急な取組みを進めてまいります。

JR播但線利用促進事業については、令和7年度は取組み期間（3年間）の最終年度となりました。事業の検証の結果は、3年間で目標相当程度の利用促進につながっており特急、団体、遠距離通勤・通学補助制度を中心とした事業は効果があったと評価しています。引き続き、事業を3年間延長し、第2期JR播但線利用促進事業と位置づけその取組に努めてまいります。

道路インフラについては、町民生活の安全確保を重視し、過疎・辺地計画、道整備交付金事業を中心に進めてまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出動への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

図書コミュニティ公園の運営管理については、町内外の多くの方にご利用いただけるよう様々な工夫を考え多世代が集える施設に育てていきます。

・ 地方バス等公共交通維持確保対策事業	5 3 4 万円
・ コミュニティバス運営事業	1 億 3, 4 4 0 万円
・ 路線バスコミュニティ料金化事業	2 0 0 万円
・ J R 播但線利用促進事業	2, 7 7 3 万円
・ コミュニティ助成事業	6 7 0 万円
・ 銀の馬車道推進事業	1 8 7 万円
・ 大学連携地域活性化事業	3 3 2 万円
・ 縁結び事業	1 5 0 万円
・ 地籍調査事業	2 億 6, 5 7 5 万円
・ 地域活性化推進事業	1, 4 7 5 万円
・ 砥峰高原自然交流館管理運営事業	6 5 6 万円

・町営駐車場管理事業	240万円
・JR播但線駅トイレ等維持管理事業	374万円
・道路台帳整備事業	100万円
・道路橋梁維持改良事業	6,917万円
・除雪対策事業	1,459万円
・町単独町道改良事業	9,213万円
・道路メンテナンス事業	1億4,625万円
・道整備交付金事業	7,950万円
・公営住宅維持管理事業	1,317万円
・若者世帯住宅補助事業（家賃、取得、リフォーム）	1,863万円
・公的賃貸住宅家賃対策調整補助事業	373万円
・移住定住推進事業	2,488万円
・図書コミュニティ公園管理運営事業	1,963万円
等 計	1億4,905万円

## ⑤ 魅力と活力の産業を育てる

### （農林水産業、商工業、観光）

「2050 神河将来ビジョン」のまち全体のめざす姿、変わらない風景を未来の世代に引継ぐため、本町の豊かな自然や地域資源を活かした、農林業・商工業の連携による魅力と活力のある産業の創造に向け取り組んでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対する支援、企業誘致の推進による働き場所の確保に引き続き取り組んでまいります。

企業誘致については、地域活性化企業人事業を拡充し、成果の見える化に取り組んでいきます。

農業につきましては、町農業委員会、地域農業再生協議会と協調し、農地の適切な利用と持続的な土地利用を推進してまいります。

また、新規就農者・農業経営法人化への支援、有機農業も含め、安全で良質な農産物の生産拡大、並びに農地保全の取組を引き続き進めてまいります。

有害鳥獣対策では、サル・シカ・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図るとともに、頻繁に出没するツキノワグマに対する啓発等の対策に努めてまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。

山林の再生については、山の再生保全・活用の具体的取り組みを計画的、継続的に進めていきます。また、地産地消と地域資源の経済循環の仕組みづくりを引き続き研究、検討してまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

観光振興については、四季を通した魅力あふれる神河町を、町内外へPR・発信していきながら、観光交流人口からの経済循環を目標に、観光協会、観光施設指定管理

者、行政そして関係する事業者と連携しながら引き続き、取り組み、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。

・企業誘致事業（地域活性化企業人他）	6,745万円
・創業支援事業	600万円
・農業委員会事業	446万円
・中山間地域等直接支払交付金事業	1,398万円
・集落営農等支援事業（町の農業機械施設整備補助）	1,422万円
・有害鳥獣対策事業	1,005万円
・多面的機能支払交付金事業	5,832万円
・地産地消学校給食推進事業	70万円
・有機農業推進事業	60万円
・シカ捕獲実施隊編成支援等事業	530万円
・経営所得安定対策直接支払推進事業	372万円
・人・農地問題解決推進事業	181万円
・環境保全型農業直接支払推進事業	287万円
・農業経営法人化等支援事業	60万円
・農業再生推進事業	361万円
・重点支援交付金：食べ盛り応援神河米事業	1,210万円
・町単独土地改良補助事業	514万円
・水車公園維持管理事業	479万円
・道の駅「銀の馬車道・神河」管理運営事業	571万円
・森林管理100%作戦推進事業	1,535万円
・町単独林道補修事業	1,257万円
・林道改良事業	1,090万円
・森林環境譲与税活用事業	9,330万円
・林業再生推進事業	989万円
・水産産業振興事業	2,215万円
・町商工会補助金	2,060万円
・町観光協会補助金	1,281万円
・重点支援交付金：商工業者事業継続支援事業	160万円
・観光施設等管理事業	3億7,070万円
	等 計9億6,927万円

## 「ハートが繋がるまちづくり」

### ⑥ 安定した持続可能なまちを実現する

#### （人権、住民参画、コミュニティ、行財政）

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての人々が幸せになるために「神河町部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、引き続き「毎月11日は人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいり

ます。

まちづくりの基本的な指針であり、行政運営における最上位の計画である「第2次神河町長期総合計画後期基本計画」について、その進捗の検証をとおり町民の皆様との協働のもと、「“ハートがふれあう住民自治のまち”～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に取り組んでまいります。

町有財産の管理については、財産台帳・重要備品台帳の整備等をとおり、適正な管理に努めてまいります。

情報発信につきましては、町広報、町ホームページやSNSなど様々なツールを活用した情報発信の充実を図るとともに、町民の皆さまの生活に有用な情報提供に努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税に努めるとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組みによる徴収率のアップを引き続き目指してまいります。

マイナンバーカードの普及率の向上についても、引き続き町民の皆様の取得促進に力を注いでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税寄附金についても、引き続き、ルールに基づき、適切な運用に努めるとともに、多くの企業に賛同頂けるプロジェクト事業を展開してまいります。

人材育成、組織力の向上については、神河町の将来と住民の視点を第一に住民目線で考える職員を育てていきます。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上に繋げてまいります。

また、中堅、若手職員による課題解決プロジェクト、神河みらい創造プロジェクトチームは引き続き存続し、新たな課題設定のなかで、これからの神河町について議論を深めてまいります。

最後に、町財政についてです。人口減少と少子高齢化、社会保障費の増大、普通交付税など国の制度に依存した財政構造、そして公共施設やインフラの一斉更新、病院・上下水道経営の深刻化などが要因し、財政運営を大きく圧迫しています。定型句のような「厳しい財政状況」という局面は超えて、自治体経営の持続可能性が問われています。

改めて、「すべての事業への対応」から事業の優先化、廃止、見直しの「選択と集中」に誠実に取り組んでまいります。

・ 区長会行政事務事業（うち環境美化支援金400万円）	1,397万円
・ 総合行政用コンピュータ運営事業	3億1,654万円
・ ふるさと納税推進事業	3,900万円
・ ふるさとづくり応援基金積立金事業	8,000万円
・ 広報事務事業	541万円
・ 町ホームページ等管理事業	305万円

・財産管理事業（施設改修整備、庁用車等）	1億1,061万円
・財政調整基金、町債管理基金積立金	774万円
・公共施設維持管理基金、まちづくり基金積立金	923万円
・ハートがふれあう地域づくり活動支援事業	229万円
・地域自治協議会設置運営事業	3,170万円
・企業版ふるさと納税基金積立金	516万円
・町議会議員選挙	2,189万円
・男女共同参画社会推進事業	42万円
・固定資産評価事務事業	1,210万円
・コンビニ交付事務事業	478万円
・人権啓発活動事業	268万円
・公債費元金償還事業	12億9,122万円
・公債費利子償還事業	8,229万円
等 計	25億6,065万円

